

問合せ先

岩見沢市 市民環境部 保険年金課
電話：0126-35-4189
担当者：保険年金課長 小笠原

重度心身障害者医療受給者の 後期高齢者医療高額療養費未償還金の発生について

このたび、重度心身障害者医療受給者に返還すべき後期高齢者医療高額療養費について、令和4年5月以降、対象となる高額療養費の返還処理がなされておらず、未償還金が発生していることが判明いたしました。対象となる受給者様にはご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後同様の事案が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。

1 概要

重度心身障害者医療受給者の高額療養費は、原則、医療費を助成している岩見沢市が、北海道後期高齢者医療広域連合より受領いたします。

ただし、重度医療において助成を受けてなお本人自己負担額が発生している場合や、重度医療助成の対象外となる療養費が含まれている場合は、当該高額療養費を広域連合より市が一旦全額受領した後、市から受給者に対して相当分の高額療養費を返還することとなっております。

このたび、広域連合より受領した令和4年4月分を最後に返還処理が行われていないことが判明し、令和4年5月以降の対象者を確認したところ、未償還金があることが判明いたしました。

2 対象期間

令和4年5月受領分以降（令和4年2月診療分～令和7年12月診療分）

3 対象者数および金額

278人 7,335,939円（1人当たり 最少35円、最大309,404円）

4 今後の対応

対象者に対して通知後、速やかに指定口座宛に返還手続きを進めてまいります。

5 原因と再発防止に向けて

令和4年5月以降、当該事務担当者の変更に伴う引き継ぎが不十分であったこと、事務処理が適切に行われているかどうかのチェックがなされていなかったことが原因と考えます。

今後は、返還に係る業務手順の明確化を図ったうえで、チェック体制を含むマニュアルの整備を行い、再発防止に努めます。